

平成29年第3回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成29年3月16日

午後2時30分～午後4時41分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年第 3 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてであります。既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

次に、会議規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。3 番の石川委員と 4 番の氏井委員でございます。よろしくお願いたします。

それでは日程 4、教育長の報告でございます。

本日は、松野文部科学大臣が今月 14 日の閣議後の会見で、部活動指導員を学校に置くことができるよう省令を改正したと、このようなことを明らかにいたしましたのでこのことについて御報告をさせていただきたいと思っております。

この省令改正に至る経緯でございますけれども、平成 27 年 12 月に中教審が出しましたチーム学校答申の中で、外部スタッフも単独で指導や引率ができるようになる部活動指導員の創設を提言されております。

また、本年 1 月 6 日の同大臣の閣議後の会見におきまして、教員の業務負担の軽減を図ることは喫緊の課題であると認識をしていると。このため、3 つの柱を中心に取り組みを力強く推進するとし、その 1 つ目といたしまして、教員の働き方を改革し、教員がその担うべき業務に専念できる環境整備を目指す。2 点目としまして、部活動の適正化を推進し部活動指導に係る教員の負担を大胆に減らすために、平成 29 年度においては部活動活動に関する総合的な実態調査等を実施し、適切な練習時間や休養日等を含めた総合的なガイドラインを策定し、さらに地域のスポーツ指導者などが部活動の指導や単独での引率を行えるよう部活動指導員の省令上の位置づけについて検討する。最後になりますけれども、3 点目といたしましては、学校現場における業務の適正化をさらに実効性あるものとするべく体制強化に取り組む考えを示しておりました。その取り組みの一つといたしまして、今回、部活動の指導や大会の引率などをめぐっては教員の長時間勤務の要因の一つになっているとして、教員の業務内容の見直しや負担軽減策を検討する中で、外部の指導員を学校の職員として位置づけ、部活動の実技指導や大会に参加する際の生徒の引率などを職務として行うことができるよう、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を交付して、施行日については本年 4 月 1 日から実施するとしております。

これまで大会に参加する際の生徒などの引率に関しましては、事故の際の責任や補償のあり方などが明確でなかったことから、大会主催者の規定では部活動指導員による引率がほとんど認められていなかった状況となっております。文部科学省におきましては、今回の省令の一部改正を踏まえ、中体連や高体連などの大会主催者に対し、それぞれの規定を改正するよう協力を求めることといたしております。

昭島市教育委員会におきましても、教員の多忙化の解消につきましては喫緊の課題であると認識いたしております。今回の省令改正に伴う関係団体における規定改正などの動向を十分に注視し、学校における部活動の指導体制の充実が図られるよう今後検討をしていきたいと、このように考えております。

また具体的な、今、教員の多忙化の解消につきましては、現在、教育委員会と

校長会とでも協議をしておりますので、それも踏まえて一定の方向性がお示しできる段階になりましたら、また私のほうから御報告をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

続きまして、小中学校の卒業式及び入学式の出席につきましては、既にお知らせをしているところでございます。当日の対応方につきまして改めてお願いを申し上げます。

それでは、教育委員会の名義使用承認につきましては、今回は3件となっております。私のほうからは以上ですが、今の報告につきまして質疑等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは日程4を終わります。

続きまして、日程5、議事に移ります。

議案第6号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」説明を求めます。

○庶務課長（柳 雅司） 議案第6号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」御提案申し上げます。

本件につきましては、昭島市教育委員会表彰規定第8条に基づき昭島市教育委員会表彰審査委員会を3月3日に開催し慎重に審議をした結果、平成28年度昭島市教育委員会表彰被表彰候補者を教育委員会に推薦するもので、本日被表彰者を決定していただきたいと存じます。

それでは御説明申し上げます。議案第6号の資料10ページ、昭島市教育委員会表彰基準がございます。ただいまから説明いたします被表彰候補者につきましては、この表彰基準に該当した方々でございます。

それでは、各被表彰者の該当事由につきまして推薦調書により説明させていただきますと存じます。

まず、表彰基準第2条関係、児童生徒の表彰でございます。

1ページにお戻りください。拝島第一小学校第1学年、加藤愛唯さんです。表彰該当事由が、昭島市教育委員会表彰基準第2条3(3)のイ、公的機関が後援する全国規模または関東規模の大会等で優勝した者でございます。後援が茨城県水戸市となっておりまして、大会が2016秋季関東空手道選手権大会に小学校1年生女子の部で優勝でございます。

次に、1ページをお願いいたします。昭島市立光華小学校光華ミニバスケットボールクラブ男子でございます。表彰該当事由、昭島市教育委員会表彰基準第2条(3)のイ、後援が公益財団法人日本バスケットボール協会ほかとなっております。大会名が第38回関東ミニバスケットボール大会男子の部、第3位でございます。

次に、3ページをお願いいたします。昭島市立拝島第三小学校、児童を主とするソフトボールクラブ、ペガサスでございます。表彰該当事由が、表彰基準第2条(3)ア公的機関が主催する全国規模または関東規模の大会等に出場した者でございます。主催が、公益財団法人日本ソフトボール協会、大会名が第10回全日本春季小学生男子ソフトボール大会全国大会出場でございます。

4ページをお願いいたします。昭島市立清泉中学校第1学年の昭島市清泉中学校陸上競技部男子1年4×100Mリレーチームの4名でございます。表彰該当事由

が、表彰基準第2条(3)のウ、公的機関が主催する東京都規模の大会等で上位3位相当の賞を得た者でございます。主催が東京都中学校体育連盟で、大会が第69回東京都中学校支部対抗陸上競技選手権大会男子1年4×100Mリレー、第3位でございます。

次に、5ページでございます。ここから第3条関係個人及び団体の表彰になります。平分章子さん、表彰該当事由が表彰基準第3条(2)ウ全国規模の大会で入賞した者でございます。主催が、公益財団法人日本バトミントン協会、大会が第33回全日本シニアバトミントン選手権大会50歳以上混合ダブルスの部で優勝でございます。

次に、6ページでございます。第4条関係職員の表彰でございます。濱野裕美校長でございます。表彰該当事由が、表彰基準第4条(1)イ、昭島市立学校の校長として4年以上勤務し市内で退職した者でございます。濱野校長は、平成17年4月1日から校長として中神小学校、拝島第一小学校、武蔵野小学校の校長を歴任し、本年3月末を持って退職でございます。

続きまして、7ページ、土屋正登校長でございます。表彰該当事由が、表彰基準第4条(1)イでございます。昭島市立学校の学校長として平成18年4月1日から富士見丘小学校、東小学校、田中小学校の校長を歴任し、平成29年3月31日退職でございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。なお、昭島市教育委員会表彰式を4月2日日曜日、午前10時より市民ホールで行います。委員の皆様には御出席をお願いいたします。4月2日、10時でございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第6号につきまして事務局からの説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

よろしいでしょうか。それでは、以上で質疑討論を終わります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決しました。

先ほど事務局のほうからもございましたが、4月2日、10時から市民ホールで表彰式を行いますので御参加のほどよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議案第7号「平成29年度昭島市立学校の教育課程の受理について」説明を求めます。

○指導主事（美越英宣） 議案第7号「平成29年度昭島市立学校の教育課程の受理について」御提案申し上げます。

本案件は、昭島市立学校管理運営に関する規則第13条に基づき、平成29年度の教育課程が提出され、御承認いただき受理する必要があるため提案したものでございます。各校ともに平成28年度の教育活動に対する成果と課題を踏まえ、平成29年度の教育活動において取り組む計画としての教育過程の編成となっております。また、平成29年度東京都教育長主要施策、平成29年度の昭島市教育委

員会学校教育の目標及び基本方針、第2次昭島市教育振興基本計画、昭島市立学校における教育課程編成基準等を踏まえ編成されております。

教育課程編成状況の概要につきまして、小中学校に共通する平成29年度の重点を3点御説明申し上げます。

1点目は、確かな学力の定着です。児童生徒に確かな学力を定着させるため、学力調査等を活用して児童生徒の状況を的確に分析・把握し、全教員で課題を共有し組織的に授業改善を行ってまいります。また、児童生徒の望ましい学習習慣を身につけさせるために家庭学習の定着を図る取り組みを実施してまいります。

2点目は、特別支援教育の充実です。特別な支援が必要な児童生徒については、校内委員会を計画的に開催し、実態把握をもとに支援の方向性を組織的に検討し実行します。あわせて児童生徒の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導や支援を行います。また、副籍制度及び居住地交流制度に基づいた協働及び交流教育を推進します。そして不登校傾向にある児童生徒に関しては、組織的に未然防止、早期対応を行うようにし、欠席が長期化している児童生徒には適応指導教室等の関係機関と連携して教室復帰に向けた支援を行ってまいります。

3点目は、オリンピック・パラリンピック教育の推進です。年間指導計画に基づき、オリンピック・パラリンピック教育推進校として引き続き全校を配置し内容を充実させてまいります。また、日本や昭島の文化・伝統を理解し、国際社会において活躍できるグローバルな人材育成も図ってまいります。

指導時数につきましては、災害及びインフルエンザ等の対応のため、若干の時数の余裕を設けておりますことをあわせて報告させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長(小林一己) それでは議案第7号についての事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

○委員(白川宗昭) 特にございませんですけれども、非常に多くてなかなか読み切れなかった部分もあります。特に全体としてはすばらしいことを言っていると思いますが、オリンピック・パラリンピック、そろそろ本格的にいろんなところで話題にもなるし、いろんなアクションも起きてくるんじゃないかと思います。人権とか民族、文化の違い、そういうものも尊重する、教育という意味において、あるいはパラリンピックの人権の尊重という意味において非常に大事なことだと思いますし、チャンスでもございます。ぜひ一つ、しっかりとその辺について各学校で施策を実現できるようにしてほしいなど、指導をよろしくお願ひしたいというふうに申し上げておきたいと思ひます。

○委員(氏井初枝) 教育課程というのは、1年間の教育課程の青写真のようで、学校は総力を挙げて取り組んで作成するものなんです。それで市の重点目標をもとにそれぞれ校長先生を中心にしてつくられたものですばらしい教育課程ができていのではないかなということを感じております。あとはこの計画に基づいて実践をしていただけたらありがたいなということを感じております。以上です。

○委員（紅林由紀子） 教育課程については今、氏井委員がおっしゃっていたように学校で一生懸命考えて28年度を振り返り、それぞれの課題に基づいて校長先生を中心として考えていただいて、さらに指導課のほうでもその辺を目を通していただいてよく見ていただいてできあがったものですので、これに対しては私も今回は何もございませんし本当に遂行していただきたいというふうに思うところでございますけれども、全体的に授業時数が増えて3・4年生から外国語活動に入ったりというように、ますます子供も先生も忙しくというような方向にあると思いますので、その中でやはり子供と先生方が心を通わすことのできる時間を確保していただけるように校長先生方をお願い申しあげたいというふうに思っております。

○指導主事（美越英宣） 貴重な御意見ありがとうございます。今、本市としては時数が増えるという御指摘がありましたけれども一番配慮していることが、カリキュラムマネジメントと申しまして、要は一つの授業が多くの授業に関連したり、また先ほど白川委員からもありましたけれども、オリパラのことを、一つのことがまた違う部分に波動を起こす、またたくさんの方が一つに集約されるということでカリキュラムマネジメントを通して、しっかり断片的に終わることなく継続的にまた複合的に制度が生まれるように学校のほうに指導してまいりたいというふうに思いますので今後もよろしくお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。学校での授業の様子などを拝見しても、やっぱりこれは国語なのかな、社会なのかな、みたいなうまい連携を取っていただいている授業もたくさん見られますので、ますますそういった形が充実していくことを期待しております。よろしくお願いいたします。

○委員（石川隆俊） ものすごく丁寧にきちっと書いていて、ただ、いざ実行となるとなかなか大変な、私どもも少し教育に携わっていますけれども、なかなかこういうきちっとしたものを書いてやるというのは当時は行えていませんでしたね。それに比べて最近は非常に丁寧に年次に計画を出して、ただこれを細部をなさるのは各先生の力でございますので、どうやって先生方が子供と接するかということが一番大事なことだと思いますね。きっとそれはやれると思いますけれども非常に詳しいですね。少々詳しくすぎるぐらいだと思います。

○教育長（小林一己） ほかにございませんか、よろしいですか。

それでは、以上で質疑討論を終わります。

それでは、お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第7号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第8号「昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 議案第8号「昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学区薬剤師に色について」提案理由並びに内容について御説明いたします。

本件は、昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が平成29年3月31日で満了することから、新たに学校等を委嘱する必要があるため昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用、職務に関する規則、第2条第1項の規定に基づき委嘱するものでございます。

委嘱予定の学校医等は一覧表にお示ししたとおりでございます。

新たに委嘱予定の7名の方の経歴等について御説明させていただきます。

まず、学校医についてですが、清泉中学校の野々山真樹氏でございますが、信州大学医学部を卒業、その後、名古屋第一赤十字病院、東京女子医科大学附属日本心臓血管研究所循環器外科を経て、現在は中神町で「しんクリニック」を開業されております。

富士見丘小学校ほか5校を担当していただく前川仁氏は、防衛医科大学卒業、防衛医科大学病院に勤務されて、現在は「昭島駅前耳鼻咽喉科」を開業しております。

つつじが丘小学校の五藤英恵氏は、日本歯科大学を卒業、大島歯科医院に勤務され、その後、昭和町の昭和町歯科医院に勤務されて、現在は同医院の医院長でございます。

次に学校薬剤師についてでございますが、中神小学校の内海美紀氏は、昭和薬科大学薬学部を卒業、その後、株式会社グラムに入社され、その後、株式会社サンメディックを経て、現在は田中町の「なの花薬局昭島駅前店」に勤務しております。

光華小学校の澤井喜英氏ですが、北陸大学薬学部を卒業、株式会社山之内製薬を経て、現在はつつじが丘で「つつじが丘薬局」を開局してございます。

成隣小学校の小田明子氏でございますが、神戸女子薬科大学を卒業、その後、株式会社コクミンに入社され、現在は松原町の「いそじん薬局」に勤務しております。

拝島第二小学校の市川絵理氏ですが、帝京大学薬学部を卒業、その後、株式会社サンメディックを経て、現在は「なの花薬局昭島駅前店」のほうに勤務しております。

委嘱予定者の任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。

以上、雑駁な御説明で申しわけございませんが御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第8号について事務局からの説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

○委員（石川隆俊） 特に新しい方の略歴等もつけていただきまして、私もその範囲にいますので大体納得はしたんですが、そもそもこういう学校医というのは、いわゆるなさることというのは、例えば眼科であるとするれば大学のほうに小中高に訪れ

て、それなりの健康チェックを定期的にされるようなことがほとんどですか。

○指導課長（岡部君夫） 学校医の方には子供たちの健康診断、大体6月までに行わなければいけないものですからそういうものと、あと新しく入ってくる就学するお子さんたちの就学時健診等も学校へ来てやっていただいています。また学校のほうから相談をしていただくということがあります。特に今の時期ですとインフルエンザの関係については、学校で学級閉鎖や学年閉鎖をするかしないかというところも含めて学校医のアドバイスをいただいた上で校長が判断するということになっておりますので相談業務もあります。

○委員（石川隆俊） 学校薬剤師さんの役目はどういうことでしょうか。

○指導主事（雑賀亜希） 学校薬剤師さんは、主に環境衛生に関する検査等を行っていただいております。またプールの水質検査、飲料水の水質検査等も実際に行っていただいております。

○委員（石川隆俊） 環境って例えば給食とかそれは関係ない。

○指導主事（雑賀亜希） 空気検査、教室内の空気検査であったり、明るさ、照度であったりという検査を実際に学校の教室、何教室かを検査していただいております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、以上で質疑討論を終わります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第8号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第9号「昭島市青少年委員の委嘱について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） それでは議案第9号「昭島市青少年委員の委嘱について」提案理由とその内容を御説明申し上げます。

昭島市青少年委員は、昭島市青少年委員設置条例の規定に基づき、青少年教育の振興を図るため設置しております。委員は、青少年委員の余暇指導、青少年団体育成等に携わっている方に委嘱しております。委員の定数は20名以内とし、委員の任期は2年でございます。現在、青少年委員は17名の方に委嘱しておりますが、今回新たに1名の方に平成29年4月1日をもって御就任いただくため御提案させていただくものでございます。

恐れ入りますが、議案書の中ほどの表を御覧ください。財津優氏に青少年委員を委嘱するものでございます。任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

この新たに御就任いただく方の略歴を御紹介させていただきます。財津優氏は、平成24年度に拝島第二小学校PTA副会長、25年度から現在に至るまで同PT

A会長を4年間務めておられ、また、平成24年度から現在に至るまで、青少年共に歩む拜島第二小学校地区委員会の副委員長として5年間にわたり御活躍をされております。

以上、簡略な説明で恐縮ではございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第9号について事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

よろしいですか。以上で質疑、討論を終わります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第9号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第10号「第三次昭島市子ども読書活動推進計画について」説明を求めます。

○市民図書館長（石川千尋） それでは議案第10号「第三次昭島市子ども読書活動推進計画について」その提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

第二次昭島市子ども読書活動推進計画が平成28年度で終了するため、子ども読書活動の推進に関する法律、第9条第2項に基づき、第三次昭島市子ども読書活動推進計画を策定する必要があるため提案いたすものでございます。策定にあたりましては、昨年7月、昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会に当該計画案の検討を依頼し御審議を重ねていただきました。御審議の結果、3月3日付で検討した結果をいただきましたので、本案はそれに基づき提案いたすものでございます。

それではお手元の第三次昭島市子ども読書活動推進計画(案)を御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。本案は第1章「基本的な考え方」、第2章「具体的な取り組み」、第3章「計画の実現に向けて」の3章で構成されております。

次に、3ページを御覧ください。第1章「基本的な考え方」、1「第三次子ども読書活動推進計画の策定にあたって」(1)計画の目的、(2)計画の位置づけ、を記載しております。

恐れ入ります、5ページを御覧ください。子ども読書活動推進の現状、成果、及び課題を掲載しております。

最初に(1)現状分析でございます。現状分析では、昭島市のデータを極力用いました。

続きまして、9ページを御覧ください。第二次計画の着実な推進のため、まいとし学校及び子ども読書庁内関係機関に達成度調査を実施いたしました。その結果を掲載しております。

15ページを御覧ください。その現状分析を基に成果と課題を掲載しております。第二次計画の成果としましては、生まれたときからの読書環境づく、朝読書などを通しての読書時間の確保、中学高校生の読書フォーラムなどがございます。

16ページを御覧ください。課題といたしましては、子供の読書離れ、学校図書

館のさらなる充実、不読児童への対応などでございます。

18 ページを御覧ください。3、基本的な方針といたしまして、社会全体で子供の読書活動を推進していくことをお示しております。

続きまして、第2章「具体的な取り組み」です。第三次計画では第二次計画の成果と課題につきまして子供たちの成長段階に応じて分析、検討を行い、その検証結果を基に計画を立てましたので、乳幼児、小中学生、高校生等年代別に記載いたしました。さらに第二次計画にはございませんでしたが、新たに国の基本計画や都の推進計画を基本といたしまして、25 ページでございます。特別な支援を必要とする児童生徒の読書活動への取り組みや、27 ページでございます、オリンピック・パラリンピック開催に関連した読書活動を推進する計画が加わりました。

続きまして、28 ページを御覧ください。第3章「計画の実現に向けて」です。1「人材の確保」、2「子どもの読書活動への理解の促進」、3「子ども読書活動推進体制について」お示しております。

29 ページを御覧ください。3、子ども読書活動推進体制につきましては、策定委員会から子ども読書活動推進体制に、子供読書活動を調査・研究するところが必要との意見や、今後いろいろな人から意見を聞きながら次のステップに進むことが必要といただき記載いたしました。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○教育長（小林一己） 議案第10号についての事務局からの説明が終わりました。

本件に対します質疑、意見、要望等をお受けいたします。

○委員（氏井初枝） 最初に感想です。19 ページの具体的な取り組みの中の目標を拝見して、23 年度末の状況と同じようなところに戻すというのが目標値になっているので、本当に今、子供たちの読書活動の推進というのが難しくなっているんだなというのを実感いたしました。それから、新たな取り組みの中では新たに加わったこの時代のニーズに応じてということ特別な支援を要する児童生徒への取り組みとか、オリンピック・パラリンピックのことなど新しく入って、いろいろな方面で多角的ないろいろな取り組みが計画されていて素晴らしいなということを感じました。でもまだまだ課題はあるし、本当に大変だなということを感じた次第です。

まず、おたずねしたいんですけれども、項目でいうと5番、7番が新たに入ったというのは承知いたしましたけれども、それ以外に細かい事業名の中で、これは新しくなったというのがあったら教えていただきたいなと思います。例えば私が、これは新規の事業かなと思ったのは、乳幼児のところの2番目に書いてあります、お誕生のお祝いに記念品として絵本を贈呈するというところなども新たな取り組みかしらというのを全体の流れの中で感じたところなんですけど、これは新たな取り組みですか。もしあればほかにもあったら教えていただきたいなと思います。

○市民図書館長（石川千尋） 19 ページの誕生祝い記念品の贈呈というところなんですけれども、これにつきましては健康課、まず新たな取り組みというところで数年前

から実際にやっているという取り組みでございます。それから新たな取り組みといたしましては、学校図書館のところになりますけれども、例えば23ページを御覧いただけますでしょうか。23ページの3「小学生・中学生の読書活動への取り組み」(1)「学校での取り組み」の中で、「読書活動の推進」という事業名のところがございます。実際に先ほど申し上げましたように、成果といたしまして朝読書はございますけれども、その朝読書の所をさらに拡充していくというところで例えばこのリテラチャーサークルというところをお示しさせていただきましたが、これは実際に、この子ども読書活動推進計画をつくる段階で学校の中でもうすぐ検証してほしいという中でこのような取り組みをさせていただいているところです。実際に、司書教員の先生方が非常に忙しいという中で、やはり図書館と学校教育委員会で連携いたしまして司書教諭の研修を今後進めていきたいなというところでございます。

○委員(石川隆俊) 大変結構だと思うんですけども、そもそも今の子供たちというのは、本をあまり読むという習慣が少し減ってきたからというようなところでこういうものが出てきたのか、そもそも本を読むということは、これは昔から行われているわけでありまして、特にこれは個人の差はありますが好きな子は自然に放っておいても本を読むわけですね。もちろんそれは多くの人にそういうチャンスを与えるのはとてもいいことだと思うんですけど、今テレビに限らずさまざまなそういう別のソースからの情報がありますから、本を読まなくてもいろんな話は入ってきますし、その辺の非常に難しい状況を書いているかと思うんですけど、あまり無理矢理読み聞かせたり、あるいは本を読め読めというのはいかがなものかとちょっと思うんですね。ちょっと皮肉なことを言っていますけれども、だから自然に読んじゃうというようなそういう雰囲気になってくれればいいなと思いますけどね、感想です。

○市民図書館長(石川千尋) 確かに今、先生にお示しいただいたところが実際に、6ページを御覧いただけますでしょうか。6ページのところで、不読者を取り巻く環境というところがあるんですね。一つは本を読んでいないというところが、一つは家庭環境にあるというところ、こういうところがありますので、今回先ほどお示しさせていただきましたのは社会全体で読書活動を推進していくと、こういうふうな状況を踏まえまして、本当であれば家庭がいろいろありますので、いろいろなところで本を読める環境をつくっていくというところの一つの取り組みかなというところで書いております。

○委員(石川隆俊) 確かに石川氏のいうことはもっともで、家庭によってはあまり本に親しまないようなところもありますからそういう子供たちに大いにチャンスを与えることが必要ですね。おっしゃるとおりだと思います。それは全く大事なことだと思います。

○委員(紅林由紀子) 今の石川委員の御意見にもちょっと係わるんですけども、後ほどの報告の中で市議会の中での御答弁いただいた中でも読解力、国語の読解力を

上げるために、やはり語彙を増やしていくことが非常に重要であるというような御答弁をいただいている部分もありましたが、やはりいろいろ情報を得るという意味では、確かに今ある本だけではなく本ではないメディアによってもいろいろな情報を得ることはできると思いますし、例えば優れた映画を見ることで情操教育いくにもなると思うわけなんですけれども、ただやはり文字に書かれたものを読み解いていくという力をつけるには、やはり本というものは欠かせないものなのではないかなというふうには私は思っております。その意味において、今、読書をする量が減っているというようなデータがありますけれども、この中にもありましたけれども、子どもも先生も忙しいですけれども大人も忙しいですけれども子どもも忙しくて、やはり習い事をしたりとか、家にいてもテレビはある、マンガはある、ゲームもある、さらに今はユーチューブもあるというような状況でそういういろいろな媒体の中で、敢えて本を選ぶというのは、やはり本が元々何となく好きな子供はどんどん読んでいる子は今もたくさんいると思うんですけれども、やはりそうじゃない子については意図的に本を読ませるような仕掛けを考えていかない限りここは増えないというふうには私は思っております。それはじゃあ読みなさいとか朝読書というのがありますよね、朝読書はやっぱり読む時間を設定して、みんな読むんだからここは読むんだよというような仕掛けの一つだと思うんですけれども、やっぱりそれも一つの手だと思いますし、あとはその子に合って読みたくなるような本を目の前に置いてあげるといった環境づくりと仕掛けがあることが必要なのかなというふうに思っております。私はちょっと馬鹿な親ですので、うちの子供はなんと本があまり好きではなかったもので、市民図書館によく行きましたけれども小さいころから、行っても私は一生懸命本を選ぶんですけれども、子供はあそこに塗り絵があるんですよ。一生懸命塗り絵をして全然本を見てくれないそういう状況が長く続きました。ああ、私は本が好きなのに子供は本が好きじゃないんだなというふうに思っちゃちょっと愕然とした時期がありましたけれども、よく見ているとその子の好きな何かがあって、それに対してはそういう本を置くとちょっと見ようかなという気に子供はなるという、その興味関心の度合いに合わせていけば本を読み始めることは、きっかけはつくれると思うんです。そういうことを続けていくことで本を読むことに慣れていくというようなことにできるんじゃないかなというふうに思います。

今回のこの方針の中で、6ページの家庭環境に係わっているという先ほどの館長さんのお話は、これは最もだと思いますし、9ページの達成度の状況の中で、やはり読み聞かせやブックトークなどのそういった支援、協力体制ができてきた状況がこの数字が上がってきているというのも、そういう大きな動きとしてとてもいい方向に行っているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう仕掛けをどうやって作っていくかということがすごく大事なのではないかなというふうに思います。18ページに基本的な方針が載っていましたがけれどもこの5つ、どれも私はすごくいいと思いますしすごく大事だと思います。その中でも(3)の環境の整備、それと学習環境を育む、環境をどうやってつくり上げていくかということがものすごく大事だと思うんですけれども、何点かあるんですけれども、気になったのは小学生、中学生の読書活動への取り組みということで23ページ以降書いてありますけれども、やはり先ほど司書教諭の先生が忙しいという話

しがありましたけれども、学校で見ている司書教諭の先生はすごく頑張っているんですけど、やっぱりやれることに限りがあって本当に子供たちに本当に一人ひとりの子供にその子の興味関心に合わせてとか、その旬の、時季、時季で図書館なんかでは今だったら春についての本が飾ってあるとかいろいろなそういったことをきめ細かくやっていくには、やっぱり司書教諭の先生だけではもう限りがあるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味ではやはり専任のスタッフ、あるいは専任のスタッフをサポートするようなサポート隊のようなそういった人的な支援がないと、やっぱり学校での読書活動というのはなかなか進んでいかないんじゃないかなというふうにちょっと感じています。ですので、選任の司書については非常に財政的に難しい厳しいところはあると思いますけれども、前に学校の図書室の支援のプロの会社の方が回っていただいていたと思うんですけども、ああいうような形プラス、やはりちょっとお手伝い隊的な、ボランティアの人というのはなかなか決まったときにはいられないものだと思いますので、もう少しそれほど高い賃金ではなく謝礼程度で、でもいてくれるようなそういった人がやっぱり学校の図書室にいるといたないのでは全然違うんじゃないかなというふうに思います。

ここ 23 ページは学校での取り組みということで特に中学校の図書館については小学校の図書館はまだそれでも1、2年生に図書の時間があったりとか結構開いている時間は多いと思うんですけども、中学校については危険ということもあって鍵を閉めている時間が長かったりとかそういうことで、あっても本当に死んでいる状態になっている時間も長いと思うんですよ。やっぱりこれも厳しい問題ではありますが、例えば私学なんかに行くと図書室には選任の司書の先生がずっとあいている、勉強時間中は図書室はあけていてそこで勉強できるといった、これはかなりハードルの高い話だと思いますけれども、それに少しでも近づけていくような努力をしてもいいんじゃないかなと、ボランティアの地域の保護者の人でも順番にあけている時間にいられるようにするとか、地域の方でも市民図書館は地域によっては遠いところだと思いますので、そこでボランティアとして登録してもらえれば例えばそこで本を借りられるとか、実際に私は娘の小学校で図書ボランティアをしていますけれども、図書ボランティアは司書の先生のコードを使って本を借りることができるとか、そういうメリットもあるんですよ。そういった意味でもメリットもあるから地域の人にも結構、定期的にそういうふうに図書室にいてもらうことができるようにするとか、何かそういった工夫をしていくことを盛り込んでもいいのかなというふうに私は思いました。

あとその意味で19ページに目標がありますけれども、これはすばらしい目標だと思うんですけども、本当に子供の読書量というか読書を推進していくという目標だとしたら、市民図書館だけではなく学校図書館の年間貸出数がどのくらいかとか、各学校多分読書週間というのをやっていますよね、読書週間には各学校で読書週間の目標とか一人何冊読みましょうとか、それぞれいろんな動きをしていると思うんですけども、そういう読書の目標があったほうがより実際的な子供の読書という意味での目標になるんじゃないかなというふうに感じました。

あとちょっと細かい事業の取り組みについてもいくつかあるんですけども、一たんちょっとここで、すみません。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、紅林委員のほうからさまざまな御提案をいただきまして学校についても本当にそのとおりというようなお話もいただいております。先ほどの議案の中に教育課程の話もありましたが、やっぱり非常に学校が忙しいという中で学校にどこまで求めていくかというお話がございます。学校図書館の現状なども今お話をいただきましたとおり、やはり今後も市民図書館も手を携えていろいろ考えていかなければいけないなというところは痛感いたしております。今目標という話だったんですが、今の学校図書館の現状を踏まえれば、この中に目標値を設定するのはいささかちょっと難しいのかなという感覚はしております。それと、そもそも論として先ほど石川委員のほうからも、さまざまな今の子ども環境の中で読書以外にいろんな楽しみがあるし情報の取り方もあるという御意見もございました。そういう危機感も踏まえて、平成13年に子供の読書活動推進に関する法律というものができております。それに基づいてこちらの計画も立てられているわけですが、その第2条の中ではすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的にそのための環境整備が推進されなければならないというのがあります。これが法律の基本理念でございます。今、学校図書館の御議論をいただいているところでございますが、現実問題アンケート等を取りまして、あとはこの策定委員会の委員さんの中の御意見でも、学校での読書時間は確保されていると、なんと申しますか時間等は確保されている。だけど問題は自主的に子供が本に手を伸ばす、そういう機会がなかなか今言った紅林委員のようなお宅であればお子さんを図書館に連れて行ったりとか積極的な関わりもしていただいているんですが、そういう家庭ばかりではないということで、そこをどうしていくのかというのが一番の課題ではないかというような議論になりました。もちろん学校でも今進めている取り組みを私どもと市民図書館もバックアップしながら進めていきたいとは考えておりますが、まずは法律に書いてありますように、あらゆる場所とあらゆる機会を提供していくことが一番なのではないかなと考えておまして、そのためにはここに施策を、具体的な取り組みを19ページ以下に書いておりますけれども、もちろんこの方向性で、これだけではなく詳細な計画につきましてはそれぞれの担当部課のほうで年次計画として立てていきますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員（石川隆俊） ちょっと感想をいいですか。紅林委員がおっしゃった、特に学校図書館の充実がとっても大事だと思うんです。誰でもあそこに簡単に行けてそれで自分の好きな本をぱっと見ると。これはとても大事で、ちょっと市民図書館は児童にはちょっと簡単には訪れられないというのが現実だと思うんです。私の孫が調布の学校にいますけれども、先生が本を子供に2つか3つ預けまして読んでおけとこういうのがあるようであります。それで簡単な感想を書く、それで本をあてがって読む、あれはだから学校図書館から出ると思うんですけれども、そんな計画もあるようです。

○委員（紅林由紀子） 今、石川委員のお話の中にもありましたけれども、もちろん市民

図書館は休みの日など訪れますと、すごくたくさんのお子さんが来ていますしたくさん本を借りているお子さんもいると思うんです。ただ地域的にやっぱり拝島の方からはとても遠い、子供だけではなかなか行けないというような、そういった地理的な問題もあれば一番東部にありますので、今度中央にできればまたちょっと状況は変わってくるのかもしれませんが、そしてなおかつ本というのは結構高いですね。大人になれば文庫を読みますけれども子供の単行本とかは1冊1,800円とか平気でしますので、それを読もうとするとなかなか厳しいものがありますので、そういう意味でも学校図書館というのはすごく大事な役割を担っていると思うんです。そのことをやはり置けては考えられないんじゃないかなと私はこの問題については思います。

○委員（氏井初枝） 生涯学習部長さんがおっしゃったように、私は学校図書館の充実ももちろん大事なんですけれども、それをその子一人ひとりに根付かせていくというのかな、自分で本読みたくなるような子供になってもらいたいという願いを込めてつくられているものだと思うんです。私ごとで申しわけないんですが、私は仕事から家にかなり本をたくさん用意して子育てをしてきました。鍵っ子だったものですから家に帰ってくると本をよく読んでいた、すごく本を読む息子に育ったんです。孫にもそういうような生活になってもらいたいと私なんか思うんですけれどもやはり住環境で本をそんなふうにしておけない、やはりいろいろな御家庭の状況の中で、今本当に読書活動が根付くというのは難しくなっているんだなと私自身もすごく痛感しているところなんです。でもやはり読書のよさというのはあるので、何とかいろいろ手を変え、品を変え、いろんなことで知恵を出し合ってやっていこうというのがこれだと思うんですね。ですから自分が学校の中にいて思うことは、学校はやはりかなり忙しい中でもそういう読書週間などを中心にいろいろな取り組みをやってきてそれなりの成果を上げてきているかなという自信はあります。どの学校もみんな同じだと思います。それぞれの学校で目標値なんか決めて取り組んでいて、通年ずっと同じようには難しいかもしれないんですけれどもそれなりの投げかけ方、環境整備を整えれば、子供たちは一生懸命それに食いついてくるというか、確かに読書量もそういう習慣の時に上がりますし、そういう取り組みはできていると思うんです。でもそれがずっと続かないというところが問題になっているところですよ。そういう中でいろいろな分野のほうから取り組みを考えられて事業名を出されているので、私は基本的にはこういう取り組みを充実していくということがすごく大事になってくるかなと。欲を言えばきりがありませんけれども、いろいろな家庭の事情だとかいろいろな時代の状況の中でやっぱりそんなにすぐ成果は現れないかもしれないんですけれども、できるところでできることをやっていきたいと思いますということが大切ではないかなという、大まかな話しになりますけれどもそういうようなことを感じております。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、もちろん学校の図書館ですとか、ありとあらゆるところに、ここにも書いてございますけれども学校の図書館をはじめとして公共施設でございますとか、あとは保育園とか幼稚園とか、そういう子供が集う、利用す

る施設のほうに図書の方は置いていくように、もしくはまたそこと連携してどのような諸活動ができるのかということはこの計画の中でも盛り込んでおりますが、具体的にはそれぞれの担当のほうで考えてやってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。また先ほど紅林委員のほうから新しい図書館の市民図書館の話も出ましたが、そこにおきましては環境、場におきましても十二分にお子さんたちが集っていただけるような形の図書館にしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○市民図書館長（石川千尋） すみません、先ほど氏井委員のほうからまだほかに新しい取り組みというふうにお話をされたと思うんですけども、そのほかに小中学生の取り組みの中で、調べ学習などを効果的に進めることができる環境を整えていくとか、それから先ほどお話しがありました、さらにこの計画の充実というお話がありました。その中でさらにこの計画をつくっただけということではなくて、さらに研究していく、調査研究、情報を集めていくと。さらにこの計画をつくって更に少しずつつくって調査をかけていきますので、調査をかけながら現状を把握しながら充実していきたいなとこのように考えております。

○委員（氏井初枝） ちょっと別件でよろしいですか。細かいことになりますけれども、具体的な授業内容のことで、26 ページの真ん中あたりに「新1年生の貸出券作成を小学校を通じて実施していきます」というのがあるんですが、これは従来ずっとこの形で本市は行われているのでしょうか。

○市民図書館長（石川千尋） 従前から行っております。

○委員（氏井初枝） これは私の考えなんですけれども、新1年生に貸出のカードを学校を通じて渡すというのがずっと続いてきたということなんです、これは私の考えです。図書館の施設の勉強をする機会が、例えば公共施設の使い方、生活科の関係、それから地域の学習で図書館に行くとかというのがどの学校でも行われていると思うんです。図書館に子供たちが学校を通して行った際に、図書館でそういうカードをつくってもら、何か借りてくるというのができたほうが、子供としては学校で先生を通じてカードをいただくよりもすごく嬉しいし、すぐ借りられたというのが図書館利用の第1歩になるかなという気がしているんですが、いかがですか。

○市民図書館長（石川千尋） 実際に小学生職場体験に来まして、極力、貸出業務、借りてもらおうという取り組みを積極的に進めているところです。

○委員（氏井初枝） 今、私が申しあげたのは第一歩になる貸出カードを図書館で自分が直接もらってやるというようなスタートが、学校を通じてはなくて図書館でいうところに意義があるかなというふうな感じがするんですがいかがでしょうか。実務的に難しいとかありますでしょうかね。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、本当にいい御提案をいただいて、そのほうがやっぱりお子さん方もきっと図書館に親しんでいただけるのではないかなと思いますが、現実問題として一遍にたくさんのカードを発行できないというのと、デモンストレーション的に借りていただくということができるかもしれないんですけどもそのあたりがございまして、今、氏井委員にいただいた御意見も参考にさせていただいて今後どういう取り組みが有効なのかどうかは、こちらのほうで考えさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○委員（紅林由紀子） いろいろ申し上げたんですけれども、なかなか状況としてこれから段々取り組んでいかなければならないこともあると思いますし、今の時点でたくさんいろいろ新しい取り組みもしていただいてすぐ環境づくりに御努力いただいていることは本当によくわかっております。例えば図書館などで読み聞かせるときに大型絵本とかって効果的なんですけれども、学校での読み聞かせとか、本当にこのところ大型絵本が充実してきて、本当に隣の立川より多いかなぐらいな感じでそういうところにごく御尽力いただいていることは本当に感じております。それとか子供が生まれたときに本をいただきたりとか、そういったことをどんどん、どんどん増やしていただければなというふうに思います。市立会館も富士見会館とかもリサイクル本がありますけれども、ああいった場所をより多く、数を多くしていただいて、本当はこういうことは公的な機関なのでできないのかもしれないですけども、例えば薬局とかお医者さんとか待ち時間に漫画ばかりたくさん並んでいるところもあるんですけども、そういうところにリサイクル本いかがですか使いませんかみたいなふうに持って行って、薬局とかでも待っている時間がありますよね、雑誌ばかりあるのではなくてちょっとそういうところがあるとちょっとそこで待っている間読んでみようかなみたいなふうに思う子供もいるかもしれないので、そういった目に触れる機会と時間を増やしていただければなというふうに思います。

この書いていただいたアンケートの中で子供用のホームページをつくろうかというような案はすごくいいかなと思います。やっぱり今のおすすめ本とか例えば本当はこういうのがあったらなとかって本当に空想の中だけのものなんですけれども、いろいろな興味関心とか歳とか入れると、あなたに今お薦めの本はこれです読みたいのが出てくるようなアプリみたいなのがあれば、ちょっと子供ってそういうアプリ使ったりするのが好きなので、ちょっとこれどうなんだろう俺におすすめされたこれって何みたいなのになってちょっと読んでみたくなるかなとかそういうふうにも思いますし、その子供用のホームページができたら例えば今、読書フォーラム、ビブリオバトルをやっていただいて、あれ自体はすごくいいイベントなのに、今ひとつ周知というか、もっとお客さんがいっぱい来てもいいのになと思うところもあるので、例えばビブリオバトルの優勝者の人にインタビューして普段からどんなふうに読書していますかとかというインタビュー記事が、ちょっと顔写真を載せるのはちょっとプライバシーの点からいってどうなのか、そのお子さんがいいと言えいいのかもしれないんですけども、そういうのが載ると、ああ、そういうのをちょっとやってみようかなとか見てみようかなとか関心を持つお子さんも増えるかもしれないですし、そういった意味でい

ろいろな取り組みをこの方針をもとに考えていただければなというふうに思います。そしてその 29 ページにありました子ども読書活動推進計画評価等会議というのを設置して開催されるというのはすごくいいのではないかなと思います。そういうことでその都度その都度、活動を確実にするための評価、そしてまた次の行動を検証していただければいいのではないかなというふうに思います。よろしくお願いたします。

○委員（石川隆俊） 一言いいですか。確かに読書の持つ意味というのは昔とは随分変わってきていると思うんです。大体、その図書館に期待するものとする、小説とか人生本とか古典とか、そんなものになってしまっていて、知識のほうの調べ物はインターネットが一番早いですね。だからそうなってくると最近我々のやっていることは自分の仕事でもほとんどインターネットでわかっちゃうし、原点を図書館に行ってみると探すということはあまりなくなってきました。だからそうなってくるとやっぱり子供たちにとっては人生本、小説、古典は大事なんですね。だからそういう発達段階で非常に大事なものというのはやっぱりそこに埋もれているわけですからそれを読む。だけど実際の実務になってくるともうインターネットになると思うんですね。だから世の中変わったと思うんです。

○教育長（小林一己） よろしいですか。
以上で質疑討論を終わります。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

○委員（氏井初枝） ちょっと一つすみません、細かいことですが。25 ページの 5 番のタイトルなんですが「特別な支援を要する児童生徒の」と書いてあるんですけども、この計画の中に乳幼児のこともいろいろ書かれていますよね。特別な支援を要するというのは児童生徒だけではなく、乳幼児の時から必要かなというふうに思うんです。ですからこのタイトルのところに乳幼児というのを入れたらどうかしらというのを思いました。
それから 22 ページのところ、地域への取り組みのところだけ主たる事業担当というところの欄がないんですけれども、ここも何か入れておいたほうがいいのかと思いました。
以上です。

○市民図書館長（石川千尋） 一番初めのところなんですけれども、確かに乳幼児、いろんな障害者の方がいらっしゃいますので、今後取り組みの中でそれぞれ他市の事例等も参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。
それからあと今おっしゃられた地域の取り組みのところなんですけれども、これは担当だけではなくて、全体で読書活動を推進していく喚起というのは全体で取り組んでいくというところで、敢えて主たる事業担当にしなかったという経過でございます。

○生涯学習部長（山口朝子） その今の地域の取り組みの下の欄は、今図書館長がお話し

したような理由だったんですが、ここだけ何もないというのはあれなので、ちょっとここは今のよう形で記載をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案として、この第10号を本委員会に提案をさせていただいております。その中でいろいろ質疑が重ねて担当のほうからも先ほど氏井委員から指摘があった部分、地域への取り組みの主たる事業担当がないということで、この部分の主たる事業担当を追加するという事務局からの訂正の案も出ています。本来ですと議案の差し替えという形になろうかと思えますけれども、私からの提案なんですが、差し替えをなしでそういう形で修正をした上での決を採るとそういうような形を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） では訂正箇所をもう一度確認をさせていただきます。22ページの(2)地域への取り組みのこちらの部分について、主たる事業担当の項目を設けてそこに記載をするとそういうふうな形での修正でよろしいでしょうか。

ではそれも踏まえまして改めて決を採りたいと思っております。本件につきましては修正をした案のとおりに決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第10号は修正案どおりに決しました。

続きまして議案の審議が終わりました。本日は協議事項はありませんので報告事項に入ります。

報告事項1「平成29年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項1「平成29年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」御報告いたします。

この内容につきましては、先週、予算審査特別委員会で審議されまして賛成多数となり、3月23日の審議会で採決いただくものとなっております。

1ページから7ページまでは平成29年度昭島市一般会計の歳入、歳出予算の概要でございます。歳入、歳出とも416億円で、対前年度比6.3%の減となっております。

まず1ページですが、予算の編成方針と市の主要事業が掲載されております。2ページは歳入の概要、3ページでは市税の5年間の推移が記載されております。4ページには目的別歳出があり、10款、教育費の歳出につきましては全体の予算に占める教育費の構成比は12.3%、対前年度比では5.2%の増となっております。5ページにはその目的別歳出の中の主な上限要因の記載をしております。6ページは性質別から歳出を、7ページにはその主な上限要因を記載しております。

8ページ、教育費の前年度との比較を科目別に示しており、教育費の総額は51億280万2,000円となっております。上限額の大きいものについて主な要因につ

いて御説明いたします。

まず、教育総務費の教育福祉総合施設整備費の2億4,387万7,000円増でございます。(仮称)教育福祉総合センターの開設に向け、実施設計が終了し、工事費を本年度計上したことによるものでございます。

小学校費の学校管理費の5,350万9,000円の増は、今年度PCBの処理費を計上したこと等のための増となるものでございます。

社会教育費の市民会館の1億2,026万1,000円の増は、本年度実施する外壁屋上等防水改修工事などによる増でございます。

保健体育費の学校給食費の6,601万7,000円減は、平成28年度に食器洗浄機を購入したほか、本年度の職員数の減による人件費の減などによるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。学校教育部における主要事業について、1として学校施設整備事業を、2として施設整備事業以外の事業について課別に記載いたしております。

11ページには生涯学習部における主要事業を課別にそれぞれ記載いたしました。本来なら事業後との説明を申し上げるべきですが時間の関係もございまして、委員の方より内容の御不明な事業がございましたら事業名を上げていただきそれについて担当より御説明させていただきたいと存じます。

以上です。

○教育長(小林一己) 報告事項1についての説明が終わりました。

本件に対する質問意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2「平成29年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○庶務課長(柳 雅司) 報告事項2「平成29年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望事項〈教育委員会関係〉について」御報告申し上げます。

平成29年度の教育委員会関係新年度予算関係に対しまして、4会派から要望事項がございました。その要望内容及び回答につきましては、報告資料2に記載のとおりとなっております。個々の説明につきましては大変申しわけございませんが省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長(小林一己) 報告事項2についての説明が終わりました。

本件に対する質問意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項2を終わります。続きまして、報告事項3「平成29年第1回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○学校教育部長(丹羽 孝) それでは、「平成29年第1回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問〈教育委員会関係〉について」御報告いたします。

第1回市議会定例会は2月24日から開催され3月24日には終了する予定でございます。

第1回の定例会ということで、各会派からの代表質問、そして通常の一般質問が行われ、代表質問の中で教育に関する質問があり市長と教育長から御答弁いたしました。報告資料の8ページから40ページに教育関係をは初めとするすべての代表質問と答弁内容を添付させていただいております。その中の教育委員会関係についての質問項目ですが、まず8ページから15ページの自由民主党昭島市議団の木崎親一議員からはたくましい昭島っ子の育成への取り組み、共同調理場建設への課題、特別に配慮を要する児童生徒への対応、スポーツ人口の拡大に向けた取り組み、アキシマクジラの活用、(仮称)教育福祉総合センターに対する考え方などについて御質問があり御答弁いたしました。

次に16ページから21ページの公明党昭島市議団の赤沼泰雄議員からは、教育現場でのタブレット端末の活用、小中一貫教育の取り組み、新たな図書館の考え方などについて御質問いただき御回答いたしております。

22ページから32ページのみらいネットワークの青山秀雄議員からは、(仮称)教育福祉総合センターの運営方法、教育委員会制度の変更に伴う影響、いじめ問題、教員の多忙化、学校給食の安全性、今後のスポーツの方針、本市の歴史遺産の展示などについて御質問をいただき御回答いたしております。

33ページから40ページの日本共産党昭島市議団の荒井啓行議員からは、就学援助の拡充、入学金制度の創設、学校給食の無償化、管理職のパワハラ、35人学級の実現などについて御質問をいただき御回答体いたしております。

次に、教育への一般質問でございますが、学校教育については7人の議員の方から、生涯学習につきましては2人の議員から御質問をいただきました。生涯学習につきましては後ほど山口部長より御説明いたします。

まず、学校教育についてでございますが、41ページになります。日本共産党昭島市議団の佐藤文子議員より貧困の視点から学校において児童生徒の生活実態をどのように把握しているかについてと、児童生徒の教育環境整備の視点から教職員の長時間労働の解消について御質問をいただきました。それぞれ現状と対策について御答弁いたしたところでございます。

次に43ページ、公明党昭島市議団の吉野智之議員からは、起業家育成の推進の立場から学校における企業家教育について御質問をいただき、中学校の職場体験を初め現状について御答弁いたしました。また、学校のトイレ様式化の現状と今後の計画については、トイレの大規模回収の際に洋式化を進めていること、便育の取り組みではトイレをきれいに大切に使う態度の育成に努めていることを御答弁いたしました。

次に、45ページの自由民主党昭島市議団の小山満議員より学校施設及び設備について御質問をいただきました。遊具の安全点検については、月1回学校で、年1回庶務課で行っていること、ICT環境の整備については、現在のハード及びソフトの現状と教員への研修を充実していくこと、樹木の管理については、倒木の危険のある樹木を優先して対応していることなどを御答弁いたしました。

次に、50ページ自由民主党昭島市議団の三田俊司議員より、教育に関する諸問題ということで、最初にいじめ撲滅に向けた市長の強い所見を市長より御答弁い

たしました。私からは読解力についてPISAの結果同様に本市においても全国及び都の学力調査から課題が見られ、言語活動の充実に取り組んでまいりますと御答弁いたしました。

次に、小中学校の学力向上策については、議員からは宿題を増やすことも含め、出題の工夫をしたり、本人の自主的に行う学習をほめるなど家庭内学習の推進を図るよう御提案いただきました。

次に54ページ、公明党昭島市議団の渡辺純也議員からは食品ロス削減の推進について、学校での食育の取り組みを充実して、学校給食の残滓量を減らすこと、また、家庭での食育を推進してほしいとの御提案をいただきました。

次に55ページ、自由民主党昭島市議団の森田久夫議員より、まず、小中学校の改修計画について御質問があり、老朽化の状況等を勘案し、3カ年の実施計画に計上し実施していると御答弁いたしました。また、トイレの様式化につきましては、3年後の平成31年度末に洋式化率が55%になる予定であること、統合につきましては、今後短学級がなくなるなど改善する見込みがあることなどを御答弁いたしました。

最後に57ページ、みらいネットワークの内山真吾議員からは、小中一貫教育について教育長より小中一貫教育への考え方と平成29年度の取り組みを御答弁いたしました。私からは望まない妊娠等を防ぐ視点より性教育について御質問があり、小中学校における性教育の現状と御提案いただいた取り組みについては関係部課と連携して研究していくことを御答弁いたしました。

私からは以上です。

○生涯学習部長（山口朝子） それでは生涯学習部に関しての一般質問について私から御報告申し上げます。

47ページを御覧ください。みらいネットワークの大嶽貴恵議員から、市民のための図書館運営と市民とともに育む施設をにおいては、郷土資料室の考え方について御質問をいただきました。昭島市民図書館のビジョンとして、昭島市民図書館基本方針基本計画を策定中であるとし、基本目的に沿った形で新たな価値の創造の場を目指すこと、また、目指す図書館像を実現するためにさまざまな御意見もうかがう中で、図書館の運営に指定管理者制度を導入する方向で検討を進めるとお答えいたしました。新郷土資料室につきましては、今まで展示してこなかった本市の歴史など、スペースの増設や常時開架にすることによりさまざまな展示活用方法を文化財保護審議会の御意見もうかがう中で整備を進めていくと御答弁申し上げます。

続きまして、50ページを御覧ください。自由民主党昭島市議団の三田俊司議員から読解力向上のための施策のうち、(仮称)教育福祉総合センターの新図書館の役割について、及び学校図書館市立会館との連携について御質問をいただきました。新図書館の役割として乳幼児から大人まで途切れのない読書習慣を身につけられるよう、ハード面とソフト面双方で工夫をし、図書館以外の施設とも連携を図っていくよう検討していくと御答弁申し上げます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項3についての説明が終わりました。本件に対する御意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項3を終わります。

続きまして、報告事項4「昭島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」の説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項4「昭島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」御報告いたします。

この改正の背景には、東京都の豊洲市場移転問題がございます。その中で引き継ぎが適正に行われなかったという問題がありまして、学校のほうもその規定の一部を改正するものでございます。

資料の新旧対照表を御覧ください。旧のほうの第14条では一括して表記してございますが、新たに14条の2、3に分割をしております。9の14条では「引き継ぎをした結果を上司に報告すること」とありましたが、新しい14条では「引き継ぎを行わなければならない」とし、上司の承認を得た場合は口頭により事務引き継ぎを行うことができる、原則として事務引き継ぎ書で行うというふうになってございます。また、事務引き継ぎの内容を、事前と事後で確認した上で必要な措置、すなわち指導等も強化をしていくというふうになっております。本規定につきましては平成29年2月1日から施行しております。よろしくをお願いいたします。

○教育長（小林一己） 報告事項4についての説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項4を終わります。

続きまして、報告事項5「平成28年度昭島市立学校第三者評価委員の評価結果について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項5「平成28年度昭島市立学校第三者評価委員の評価結果について」御説明いたします。

資料を御覧ください。評価対象校は、共成小学校、富士見丘小学校、拝島第一小学校、拝島第二小学校、福島中学校、清泉中学校の6校です。評価方法は、学識経験者、企業経営者、市民代表の3名4班編制により3回の学校訪問を行い教育活動について評価を実施しました。スケジュールについては資料に掲載してあるとおりでございます。

本日は時間の都合上、本年度実施した6校一つひとつの説明はできませんので共通する内容について報告をさせていただきます。

各校を訪問した際の授業参観では、児童生徒が落ち着いて学校生活を送って授業を受けている、教員一人ひとりも児童生徒が意欲的に学習に取り組めるように工夫して授業を進めているという評価をいただくことができました。主な意見としましては3点ございます。1点目は教員の指導力の向上及び学力の向上は個人の資質ではなく組織として行っていく必要があります、そのためには校長の経営方針の明確化、教職員への経営方針の浸透の徹底、管理職による方針管理の徹底が重

要であるという御意見をいただきました。2点目は、学校評価を生かしたPDC Aサイクルが定着してきておりますが、チェック、アクションの部分が弱い学校も見られるという御意見もいただきました。日々のチェックによる課題の明確化、改善策の充実について充実を図るようという御意見をいただきました。3点目は、中学生の健全育成をより一層図っていくためには小学校段階からの指導の積み重ねが必要であるということをしていただきました。小中一貫教育の観点からの取り組みが必要であるという御意見をいただきました。

最後に来年度の取り組みですが最後の別添資料のところに掲載をしてございます。この資料に基づいて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項5についての説明が終わりました。
御意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。報告書を読ませていただいたんですけども、大変きめ細かく見ていただいているようで、学校にとってすごく、これから改善していく上でいい御意見がたくさんいただけているのではないかなというふうに思います。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。
以上で報告事項5を終わります。

続きまして、報告事項6「平成28年度昭島市立中学校における進路決定の状況について」報告を求めます。

○指導主事（美越英宣） 報告事項6「昭島市立中学校における進路決定状況について」御報告申し上げます。

平成28年3月2日に発表になりました都立高等学校第1次募集及び分割前期募集の合格発表現在、男子439名、女子434名、合計873名のうち、男子404名、女子410名、合計814名が進路決定をいたしました。3月2日現在の進路決定者の割合はおよそ93.2%でございます。昨年度と比べて第1次募集合格発表現在の進路決定者の割合は2.2ポイント低い状況でございます。進路未決定生徒全員が進学を希望しており、都立高等学校、定時制二次募集等、進路に向けての取り組みを継続しております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○教育長（小林一己） 説明が終わりました。
本件に対する御意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 質問なんですけれども、私の周りにも今回高校受験された方が何人もいらして、ちょっと話を聞くに、かなりことしは厳しかったというか難しい、ちょっと今までと傾向が違うみたいな噂も聞いたりするんですけども、その辺は学校のほうから何か情報は得ていらっしゃるでしょうか。

○指導主事（美越英宣） 例年、実際に都立高校の入試問題は各校に配布させていただいております。おととい、ことしの問題も配布をさせていただいておりますので、まずそれで確認をしながら各学校は今後の受験の対応ができるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○委員（紅林由紀子） よろしくお願いいたします。何か、やっぱりこの先の大学の入試改革に向けて多分高校の入試問題も大分求められる力が少し変わってきているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺を中学校でそれに答えられるような力をつけていかなきゃいけないということは、すなわち小学校でもそういうふうな力を小学校高学年あたりからつけていく必要があるのではないかなというふうに思ひまして、このように質問させていただきましたので、また試験問題の分析などをさせていただいたあとで、もしよろしければこういうところにもう少し手を入れていくということが学校のほうから上がってきましてら教えていただければというふうに思います。

○統括指導主事（長崎将幸） 委員がおっしゃっていただいたように、今求められている学力の中で、現行の学習指導要領で求められている言語活動の充実であったり、児童生徒の思考力、判断力、表現力というところを重点に置いた問題に変化しつつあるというところなんです。また、都の学力調査も同じような出題傾向でございますので、やはりその都の学力調査で求められている学力に向けた授業改善を学校それぞれ進めていって、入試でもいい結果が出せるように学校とも情報共有を図ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員（白川宗昭） 進路未決定の方が59名いらっしゃるわけですがけれども、今おっしゃったように二次募集はまだあるということなんですけれども、まだその辺の状況はあるんですか。

○指導主事（美越英宣） 本日、二次募集の結果が都立で出ておりますので、また3月末時点でということで報告できるんじゃないかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○委員（白川宗昭） またこの数は59人というのは、もうちょっと例年このところは減っていくということですね。それでもやっぱり何人か残ってしまうという。

○指導主事（美越英宣） 大きく減ります。きょうの段階で大きく減ります。

○委員（白川宗昭） それでも残っちゃったというのは、どういうふうに学校として対応していくんですか。

○指導主事（美越英宣） 最後まで対応させていただいております。

○委員（白川宗昭） はい、よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。

それでは報告事項6を終わります。続きまして報告事項7「キザミのり」による食中毒の発生に伴う学校給食の対応について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは報告事項7「キザミのり」による食中毒の発生に伴う学校給食の対応について」説明させていただきます。

立川市と小平市の学校給食において食中毒が発生しましたが、給食に使用していたキザミのりとのりを納入していた業者が保管していたキザミのりからノロウイルスが検出されたことなどから、今回の原因がキザミのりであると判明いたしました。このキザミのりについては2市とも同じ業者から納入しており、本市においてもこの業者から納入し給食に使用しておりましたが、このような事故が発生したということはありませんでした。学校給食課としましては、2月28日に今回の食中毒の原因が判明したことから、その詳細が判明するまでの間はのり（のりを含むすべてのもの）の使用を中止することに決定いたしました。また翌日の3月1日には、各学校長にのりの使用を禁止することと、この関係で3月の献立が変更になることを連絡するとともに、児童生徒の保護者宛に献立変更の文書の配布について各学校長に依頼し、献立変更に関する文書を配布していただきました。現在までに保護者などからの問い合わせなどはございません。

既に原因の詳細が判明したことから、立川市では食中毒防止対策が発表されております。その内容も参考としながら、昭島市においてものりなど非加熱で給食に使用する食品については加工工程を確認し使用していく方向で現在検討しており、さらにノロウイルス対策として感染時などの職員の対応についても整理しているところでございます。

日ごろから衛生管理の徹底に努めておりますが、このような事故が発生いたしますと改めてその重要性を認識したところであり、引き続き衛生管理の徹底に努め、安全で安心な給食の提供に努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項7の説明が終わりました。

本件に対する御意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） お伺いしたいんですけども、本市もあのキザミのりを使っていたということで、本当に何もなくてよかったなというふうに思いますけれども、先ほど乗りを含むすべての献立を変更されたという御説明をいただきましたが、のりはすべて、あの業者からのものを使っていたわけですか。

○学校給食課長（坂本忠司） キザミのりについてはあそこの業者から納入していたという形になっております。そのほかのキザミのり以外の通常ののりとか、そういったものはまた違った業者になっていたと思います。

○委員（紅林由紀子） その場合、あの業者のキザミのりからノロウイルスが検出されたことであっても、やはりそれ以外ののりの献立も中止する必要があったのかどうかというのがちょっとどうなのかなというふうに思うところなんですけれどもそのあたりはいかがでしょうか。

○学校給食課長（坂本忠司） 発表されてからキザミのり以外のすべてののりを中止というところなんですけれども、その段階でそのキザミのり自体ということはわかったんですけれども、どのような形で感染したかというところまではまだ情報が入っておりませんでしたので、そういうところから安全性を確保するためには、のり、のりを含むものすべてを中止させていただいたという形を取りました。

○委員（石川隆俊） 私は医学の分野にいるもので不勉強なんですけれども、ウイルスというものが、例えばインフルエンザなんかの場合はごほんとやって、その飛沫によって感染する、大抵ウイルスというのは以外に体外から出ちゃった場合には死滅するまでに時間が短くて、どちらかといえば直接いくことが多いし、ノロだっておそらくそういう施設の中で不潔な環境になってうつるんだけど、のりが媒介して遠くまで行って幾日もかかって恐らくなるということは、私は今まで勉強していないものですから、それはよく調べて、ノロウイルスの一般の感染がどういうふうになって行われているか、そういうものを介して次のところにうつるかということのをちょっと調べたほうがいいような気がしますね。私は不勉強で調べていませんけれども。

○学校給食課長（坂本忠司） ノロウイルスについてなんですけれども、一応加熱すれば85度以上であれば死滅するという形になっているんですけれども、確か常温で保管されると約1カ月ぐらいはそのまま残ってしまうということがありますので、今回、どの時期につくられたのりというところなんですけれども、その関係でその時点で作られたものが2月の給食でノロが感染してしまったということがあります。

○委員（紅林由紀子） 先ほどの御説明いただいて、中止した経過についてはよくわかりました。あの当時、いろいろニュースとか報道されていたので保護者の方もわかっていると思うんですけれども、これを再開される場合、風評被害につながることをないようにきちんと御説明いただければなというふうに感じました。やっぱり一たん、のりが全部ストップしたということは、のりが危ないのかみたいなふうになってはいけないと思いますので、その辺をどうぞよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項7を終わります。続きまして、報告事項8「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食実施要綱の一部を改正する要綱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは報告事項8「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食実施要綱の一部を改正する要綱について」説明させていただきます。

学校給食における食物アレルギー対応給食については、この要綱に基づき実施しておりますが、実際の手続きなどにおいて違いが生じてきていることから要綱の一部を改正いたすものでございます。

恐れ入りますが資料の2枚目、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず初めに、第2条につきましては第1号にこれまでのアレルギー対応給食の対象者を規定し、第2号にアレルギーの症状などに応じ、教育長が適当と認める者を対象者に加えるものでございます。

次に、第3条につきましては文言の整理をするとともに、現在給食にキウイフルーツの使用を控えており、今後も使用することがないことから第1号に規定しているキウイフルーツを削除するものでございます。

次に、第4条につきましては現在の対応に合わせ文言を整理するとともに、同条第1項に規定している食物アレルギーに関する調査票の添付を同じような内容の提出書類があることから削除するものでございます。

次に、第5条1項につきましては、前条の調査票の添付の削除により文言を整理し、審査会は面談後に実施していることから、同条第2号を削除し、同条第3項を同条第2項とするものでございます。

次に、第7条の見出しを確認書に改め、同条第1項及び第2項につきましては現在の対応に合わせ第1項の内容に改めることから、同条第2項を削除し、第3項及び第4項を1項ずつ繰り上げるものでございます。

次に第8条を第9条とし、第7条の次にこれまでアレルギー対応給食の解除に関する手続きの規定がなかったことから第8条として規定するものでございます。

なお、この要綱につきましては平成29年4月1日から実施してまいります。

以上が改正の内容となりますがこの要項の改正に伴いアレルギー疾患対応マニュアルについても現在見直しを行っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

報告は以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項8についての説明が終わりました。

本件に対する御意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項8を終わります。

続きまして報告事項9「昭島市学校給食用食材購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは、報告事項9「昭島市学校給食用食材料購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」説明させていただきます。

現在、学校給食で使用する食材料の購入にあたり、市から1食あたり6円の補助金が交付されております。今回の改正につきましては、監査事務局よりこの補助金の事務手続き等に関し指摘を受けたことから、その手続きや予算の執行に関する所管を変更いたすものでございます。

改正する内容としましては、第9条において補助金交付事務の所管を学校教育

部庶務課と規定し、予算については学校給食課で執行していましたが、補助金を適正に執行するため、現在就学援助の関係で学校給食に関する事務を行っている学校教育指導課に補助金交付事務の所管を改め、今後は交付事務と予算の執行を指導課で行ってまいります。

なお、この要綱につきましては29年4月1日から実施してまいります。
報告は以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項9についての説明が終わりました。

本件に対する御意見等をお願いいたします。

よろしいですか。それでは以上で報告事項9を終わります。

続きまして、報告事項10「(仮称)教育福祉総合センター整備事業について」説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） それでは、報告事項10「(仮称)教育福祉総合センターの整備事業について」御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。1「(仮称)教育福祉総合センター実施設計について」の(1)「これまでの経過」を御報告いたします。

まず基本設計につきましては、基本設計(案)にかかる市民説明会及びパブリックコメントにより市民の皆様から御意見を伺い、昨年5月末に完了いたしました。その後、7月29日に株式会社佐藤総合計画と業務契約を締結し実施設計を行っております。実施設計では、センターに配置される各施設の運営に沿った設計とするため、昨年8月から9月にかけて担当課よりヒアリングを行い、また10月から本年1月にかけて庁内検討委員会において管理運営を含め検討を行いました。そしてここで整備事業概要案がまとまりましたので3月10日に昭島市庁議のほうに報告をさせていただいたところでございます。

次に、(2)「整備事業の概要案」について御説明いたします。恐れ入りますが1枚おめくりください。まず所在地、敷地、面積等また建物概要については、記載のとおりでございます。また機能等につきましては建物ごとの主な機能と市民の皆様ご利用いただける主な設備をこちらに記載しております。

恐れ入りますが1枚おめくりください。A3の資料のほうになります。こちらが整備事業の概要となります。こちら基本設計の際にお配りしました概要版をより詳細にし、また各機能におけるサービス計画などをまとめたものとしております。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。こちらには同センターに入ります各機能のサービス計画を記載しております。左側に新築棟、右側に既存校舎を枠で囲って記載をしております。新築棟につきましては国際交流教養文化施設といたしまして、図書館サービスと郷土資料室サービスに加えまして国際化の進展に合わせ国際文化交流事業を推進してまいります。既存校舎につきましては教育や子育て等に関する支援を行う機能を集約し、窓口を一本化し連携した支援を行います。配置される各機能をそれぞれ色分けし、サービス計画ということでここで実施されるサービスの主な内容をこちらにまとめております。

続きまして4ページをお開きください。こちらは計画概要となります。敷地の

面積や施設の部門ごとの面積などこちらに詳細に記載をしております。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらがセンター全体の配置計画をスケッチしたものとなっております。配置のコンセプトにつきましては各棟を渡り廊下でつなぎ、連携を促すつくりとしております。また広場を各所に設けまして交流を生み出すようなコンセプトとなっております。

次に、6ページをお開きください。こちらは新築棟の1階の平面図となります。基本的な配置につきましてはこれまでと変わりはありませんが、こちらでは各部屋の用途やそこで行われるサービスについて吹き出しで記載いたしまして、どこでどのようなものがあるかをわかりやすくまたイメージしやすいようにまとめております。例えば上のレモン色の部分ですが、こちらが児童開架閲覧となります。こちらには子供向けの図書を配架します。そのイメージが右側の一番上の絵になります。またその下の児童開架閲覧の下の一般開架閲覧、こちらにつきましては真ん中の絵がそのイメージとなっております。同様に7ページでは新築棟の2階と3階を記載しております。

また、8ページ、9ページでは既存校舎のほうの平面図を記載しております。8ページの右端の中ほどに凡例を載せておまして、色で各機能を分けております。こちらのほうもイメージがしやすいような形で吹き出し等見やすいような形になっております。こちらにあります下の絵ですが、こちらが既存校舎と新築棟との接続部分のイメージとなります。

10ページにつきましては、体育館の図面となっております。

なおこの整備概要につきましては、今現在実施設計を行っているところですので今後変更する可能性もありますのであらかじめ御了承いただければと思います。

恐れ入りますが、資料の1枚目にお戻りください。下の(3)の「今後のスケジュール」ですが、今月末に実施設計を完了いたしまして4月から6月で建築確認申請、7月から8月にかけて入札、9月から平成31年11月までの工事を予定しております。

続きまして、この裏面を御覧ください。教育福祉総合センターの管理・運営について報告いたします。当センターの運営方法につきましては、市民サービスの向上を図りつつコストを抑えた最も効率的な方法を選択する必要がありますことから庁内検討委員会を中心に検討を重ねてまいりました。

まず、これまでの経過ですが、昨年の4月から9月にかけて庁内検討委員会において新築棟の図書館の運営方法について検討を行いました。検討にあたりましては、平成24年に作成いたしました昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針基本計画ですとか、19年に作成いたしました指定管理者制度導入に関する基本指針、そういったものを考慮いたしまして、直営、一部業務委託、指定管理での比較等を行いました。その結果、図書館に精通した民間事業者の専門的なノウハウや、柔軟で効率的な人員配置により安定した質の高いサービスが期待できるということから指定管理者制度の導入が適当であるという結論に至りました。この検討結果につきましては、政策調整会議で議論いただき指定管理者制度導入について市としての共通の認識を得たところでございます。その後、10月13日に市民図書館協議会、それから11月2日に行財政改革推進会議にお諮りし、それぞれで一定の御理解をいただいたところでございます。

今後におきましては、指定管理者制度の導入について次回4月20日の教育委員会定例会で協議事項として上げさせていただき御協議をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、既存校舎に入ります各機能につきましては、基本的には直営で各課で検討を行ってまいります。建物全体の維持管理につきましては委託等を含め検討してまいります。

これらを含めました今後のスケジュールですが、平成32年3月オープンに間に合わせるため、管理運営方法の検討、規定の整備、組織の見直し等を平成31年3月までに行う必要があります。その後4月から平成32年2月までに開館の準備、図書館の解体等行いまして、平成32年3月のオープンを予定しております。

以上、大変簡略で恐縮ですが御報告をさせていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項10についての説明が終わりました。

本件に対する御意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） すばらしい資料をありがとうございました。一つお伺いしたいのは、この新しい図書館の中の配置についてなんですけれども、もう基本的にこの方向で進めていかれるんだと思うんですが、児童の閲覧が1階にあって2階のほうの南西の角の所にティーンズコーナーとなっておりますけれども、何となくイメージは近いのかなと思っていましたけれども、こういうふうに場所を離されているのは何か意図があるんですか。

○新図書館担当課長（磯村義人） 今回の児童の書架とティーンズを分けたというところでは、やはり児童というのは小学生程度を想定しております。中学・高校生となりますので少し大人に近いところというイメージで場所の振り分けはさせていただいた、あとはグループ学習室なんかも専用でつくったり、ティーンズの専用の閲覧席などもつくりますので、そういう意味でもちょっとまた離れた場所のほうが成長の段階に合わせて児童からティーンズに移行したというものはっきりわかるということも検討の中では考えたところでございます。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。この管理運営については来月協議ということでございますので、またそこで資料を見ながら考えをまとめていきたいと思っておりますけれども、まずはどういう形になるにしろ、今、実際に市民図書館で御活躍いただいている司書の方がすばらしい戦力になっていただいている方はそれだけの実力というか資質を持って御活躍と、あと長い経験を持っていらっしゃる方は、言ってみれば市の宝だと私は思っていますので、やはりどういう形になるにしろ、そういう方たちの戦力を失ってしまうことのないような形を考えていただければなというふうに感じました。これは意見というかお願いです。

○教育長（小林一己） その辺は来月でよろしいですか。

○委員（紅林由紀子） はい。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項 10 を終わります。

続きまして、報告事項 11「昭島チャレンジデー2017 の実施について」説明を求めます。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 報告事項 11「昭島チャレンジデー2017 の実施について」資料に基づき御報告申し上げます。

今年度で6回目の参加となる昭島チャレンジデー2017は、平成29年5月31日水曜日に実施いたします。テーマは「みんなで目指そう！元気都市あきしま」でございます。今年度の登録人口は11万2,740人で昨年度より104人の減となっております。参加自治体は昨年と同様の128自治体で、都内では昭島市のほかに狛江市が参加し、新たに江戸川区が参加をしております。過去の参加状況は記載のとおりでございます。

続きまして、今年度の対戦相手は秋田県横手市でございます。横手市の概要につきましては資料のほうに記載してございますので御覧いただければと思います。また、横手市はチャレンジデーへの参加は5回目となりますが、昨年は参加カテゴリーの中で2番目に高い参加率を誇る強豪市でございます。なお、裏面に全国の対戦表を添付させていただきましたので御覧ください。

今年度も多くの市民の皆様がスポーツに関心を持ち、スポーツをするきっかけづくりやスポーツを通して健康づくりを推進していただけるようチャレンジデーを開催させていただきますので、皆さまの御協力をお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項 11 についての説明が終わりました。

本件に対する御意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項 1 から 11 までの説明が終わりました。報告事項 12 から 16 につきましては資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

続きまして、その他の事項について事務局から何かありますか。

次に、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会日程でございますが、4月20日木曜日、午後2時30分から、場所は市役所庁議室で行います。よろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） では、次回もよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。第3回定例会をこれで閉会をいたします。大変ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員

調 整 担 当